



栃木県公報

平成27年
6月10日(水)
号外
第46号

目次

○建築士法施行細則の一部改正	1
○栃木県議会公議規則の一部改正	6

規 則

栃木県規則第三十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十日

栃木県知事 福田 富一

建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十五年栃木県規則第百三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「訂正し、前項の規定による申請のあつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(書換え交付の申請)

第七条の二 二級建築士及び木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した第三号の二書式による免許証(免許証明書)書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第十二条の三中「第八条」を「から第八条まで」に、「第七条第三項」を「第七条の二第三項」に改める。

第三十条第一項中「第二十三条の五第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十四条中「登録簿及び」の下に「建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八号)附則第二条の規定により読み替えて適用される」を加える。

第二号書式を次のように改める。

第2号書式 (第5条関係)

(表)

二級建築士 免許証
木造建築士

(氏 名) 年 月 日生

二級建築士 登録番号 第 号
木造建築士 登録年月日 年 月 日

建築士法 (昭和25年法律第202号) により
二級建築士
木造建築士 の免許を与えたことを証する。

2.4cm

3.0cm

写
真

年 月 日
栃木県知事 (氏 名) 印

5.4cm

8.5cm

(裏)

講習受講履歴

講習の種別	修了年月日	修了証番号

4.2cm

7.5cm

第三号の二書式中「(第7条関係)」を「(第7条の2関係)」とし「第7条第2項」を「第7条の2第1項」に改める。

第九号書式を次のように改める。

第9号書式 (第30条関係)

(第1面)

正	副
---	---

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に変更を生じたので、建築士法第23条の5 (第1項 第2項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

開設者氏名 _____[㊞]
(開設者本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 _____ 様
指定事務所登録機関 (名称)

登 録 事 項		変 更 後	
建築士事務所	ふりがな 名 称		
	所 在 地	TEL	TEL
開 設 者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	
		住 所	TEL
	法人であるとき	ふりがな 名 称	
		法 人 所 在 地	TEL
建築士事務所を 管理する 建築士	ふりがな 氏 名		
	免許の別 及 び 登録番号	一級・二級・木造 建築士 (登録) 第 号	一級・二級・木造 建築士 (登録) 第 号
	管理建築 士 講 習	修了年月日 年 月 日 修了証番号	修了年月日 年 月 日 修了証番号
変 更 年 月 日		年 月 日	※受付
現 登 録 年 月 日		年 月 日	
登 録 番 号		第 号	

備考

- ※欄は記入しないでください。
- 登録事項欄は全て記入し、変更後欄は変更を生じた事項のみ記入してください。

(第2面)

役員

登録事項		変更後		
ふりがな氏名	役名	ふりがな氏名	役名	生年月日
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
		男・女		年 月 日生
			別紙の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

備考

- 1 登録事項欄は全て記入し、変更後欄は変更を生じた役員のみ記入してください。
- 2 記入しきれない場合は、別紙の有無欄の有の□にレ点を付け、この様式に準じて別紙に記入し、添付してください。

(第3面)

所属建築士

新 た に 所 属 建 築 士 と な っ た 者

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

現 行 の 所 属 建 築 士 及 び 所 属 を 外 れ た 建 築 士

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

別紙の有無 有 無

変 更	前	変 更	後		
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名	計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

備考

- 1 記入しきれない場合は、別紙の有無欄の有の口にレ点を付け、この様式に準じて別紙に記入し、添付してください。
- 2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士欄は、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

第二条 建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

第三十四条中「及び建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八号）附則第二条の規定により読み替えて適用される省令第二十条の四に規定する書類」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年六月二十五日から施行する。

(建築課)

議 令

栃木県議会規則第二号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十日

栃木県議会議長 岩 崎 信

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和二十七年栃木県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表栃木県議会情報公開審査会の項の次に次のように加える。

議会あり方検討会	議会のあり方に関する調査及び協議	会派から選出された議員	会長
----------	------------------	-------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。